

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型S型）、「新技術導入促進（Ⅱ）型」、「技術提案簡易評価型」、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和5年8月8日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 藤巻 浩之

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 R5 国道357号塩浜立体山側橋梁上部その1工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 自) 千葉県浦安市美浜4丁目

至) 千葉県市川市塩浜 3 丁目

(4) 工事内容 橋種：3 径間連続細幅箱桁橋

橋長：160m 支間長：40m + 80m + 40m

工場製作工 約480t、工場製品輸送工 1

式、鋼橋架設工 1式、架設工（クレーン

架設） 1式、架設工（送出し架設） 1

式、支承工 1式、橋梁現場塗装工 約5

40m 2、床版工 約1, 560m 2、橋梁付属

物工 1式、道路照明設備工 1式、鋼橋

足場等設置工 1式

指定部分：新技術の現場実証

(5) 工期 契約締結の翌日から令和8年3月31日

まで

指定部分 令和6年8月31日まで

(6) 使用する主要な資機材 鋼材 約480t

(7) 本工事は、入札時に技術提案 [新技術の実証]

を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及

び「貨上げの実施に関する評価」を求め、価格と

価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定

する [総合評価落札方式 (技術提案評価型S型)]

の工事である。また、品質確保のための体制その他他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(8) 本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

詳細は、入札説明書による。

(9) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－1による。

- ① 「ワンデーレスpons」実施工事
- ② 完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。

③工事コスト調査結果により、工事成績評定

を減ずる試行工事

④建設リサイクル法対象工事

⑤総価契約単価合意方式

⑥出来高部分払方式

⑦「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」

の設置対象工事

⑧「設計審査会」の設置対象工事

⑨現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者

の兼務を認めない試行工事

⑩BIM/CIM適用工事【（発注者指定型

（推奨項目 + （義務項目））】

⑪工事工程表の開示試行工事

⑫週休2日制適用工事【発注者指定方式】

⑬新技術導入促進（II）型

⑭技術提案簡易評価型

⑮「生産性向上チャレンジ」の試行工事

⑯熱中症対策に資する現場管理費の補正の試

行工事

⑰条件明示チェックリスト開示の試行工事

⑯監理技術者育成交代モデル工事（試行）

(10) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法に基づき再生

手続開始の申立てがなされている者((2)の再認

定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成20年4月1日以降に、元請けとして完

成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種

工事の施工実績を有すること（共同企業体の構

成員としての実績は、出資比率が20%以上の場

合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共

同企業体については適用しない。）。

(ア) 道路橋（A活荷重又はTL-20以上）また

は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）

の工事であること。

(イ) 橋梁形式が钣桁橋・単純箱桁橋を除く鋼

橋の工事であること。

ただし、鋼床版钣桁橋及び単純鋼床版箱

桁橋は施工実績としてよい。

(ウ) 最大支間長が60m以上の工事であるこ

と。

(エ) 架設工法が、下記の工法以外の工法であ

ること。

a) トラッククレーン工法（クローラクレ

ーンによる施工を含む。）

b) トラッククレーンステージング工法

（クローラクレーンによる施工を含む。）

（オ）鋼コンクリート合成床版の施工が含まれ

ている工事であること。

ただし、上記（ア）～（エ）及び（ア）、

（オ）は同一工事とする。なお（オ）を別

工事とする場合、（ア）と（オ）は同一工事

でなければならない。

また、申請できる同種工事の施工実績は2件

までとし、これを超える件数の施工実績を申請

した場合は、申請されたすべての工事を実績と

して認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事

のうち入札説明書に示すものに係る実績である

場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示

す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のう

ち 1 社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、

上記（ア）の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実

績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工

事の実績として認める。

(5) 工事全般の施工計画が適正であること。

(6) 現地での施工期間について、次に掲げる基準

を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任

で配置できること。なお、専任を要しない期間

は契約締結の翌日から令和 6 年 5 月 12 日までを

予定する。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全て

の者について次に掲げる基準を満たしているこ

と。

① 主任技術者にあっては、1 級土木施工管理

技士又はこれと同等以上の資格を有する者であ

ること。あるいは、本発注工事の工事種別に対

応した登録基幹技能者講習修了証を有する者で

あること。

監理技術者にあっては、1 級土木施工管理

技士又はこれと同等以上の資格を有する者

であること。

詳細は入札説明書による。

(2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引

渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を

有する者であること。

(ア) 道路橋（A活荷重又はTL-20以上）また

は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）

または、歩道橋の工事であること。（共同企

業体の構成員としての経験は、出資比率が

20%以上の場合のものに限る。（ただし、異

工種建設工事共同企業体については適用し

ない。）

ただし、申請できる同種工事の工事経験

は1件のみとし、これを超える件数の工事

経験を申請した場合は、申請されたすべて

の工事を経験として認めない。

なお、当該経験が平成8年4月1日以降

に完成・引渡しが完了した国土交通省が発

注した工事のうち入札説明書に示すものに

係る経験である場合にあっては、評定点合

計が入札説明書に示す点数未満であるもの

を除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、

1社の主任（監理）技術者が上記の工事経験

を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体として

の経験は、協定書による分担工事において

の経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者

証を有し、監理技術者講習を修了している

者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあっては

直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である

ので、その旨を明示することができる資料

を入札説明書別記様式－1－1で求めてお

り、その明示がなされない場合は入札に参

加できない。詳細は入札説明書による。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」と

いう。）及び競争参加資格確認資料（以下「資

料」という。)の提出期限の日から開札の時まで
の期間に、局長から工事請負契約に係る指名停
止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省
厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこ
と。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託
者又は当該受託者と資本若しくは人事面におい
て関連のある建設業者でないこと。なお、設計
業務等の受託者が設計共同体である場合は、設
計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若し
くは人事面において関連がある建設業者でない
こと。詳細は入札説明書による。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又
は人的関係がないこと。詳細は入札説明書によ
る。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支
配する建設業者又はこれに準ずるものとして、
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、
当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

① 入札参加者は「価格」、「技術提案〔新技術の実証〕」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」及び「施工体制」をもつて入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最

高点を64点とする。

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)、(イ)、(ウ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(エ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ア) 技術提案〔新技術の実証〕の項目として「DX技術を活用した建設現場における安全管理や現場管理の高度化手法について」

(イ) 工事全般の施工計画

(ウ) 賃上げの実施に関する評価

(エ) 施工体制（施工体制評価点）

③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行

う。

④ ②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②(ア)の技術提案〔新技術の実証〕及び②(イ)の工事全般の施工計画、②(ウ)賃上げの実施に関する評価並びに②(エ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②(ア)の技術提案〔新技術の実証〕を行わない者は、②(イ)(ウ)(エ)の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤ ②(ア)の「DX技術を活用した建設現場における安全管理や現場管理の高度化手法について」の技術提案〔新技術の実証〕については、予定価格の制限の範囲内の入札参加

者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、
II (30点)、I (15点) 及び不採用により評
価を行い加算点を与える。

②(イ)の「工事全般の施工計画」については、
予定価格の制限の範囲内の入札参加者のう
ち、内容に応じて、V (30点)、IV (23点)、
III (15点)、II (8点)、I (0点) により
評価を行い加算点を与える。なお、未提出
である又は全ての提案が不適切である場合
は欠格とする。

②(ウ)の「賃上げの実施に関する評
価」については、予定価格の制限の範囲内
の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明
し、評価基準を満たした企業等に対し、4
点の加算点を与える。なお、賃上げの実施
を表明しない場合、又は表明内容が評価基
準を満たしていない場合は0点とする。

- (3) (2)②(ア)、(イ)、(ウ)の評価基準の詳細は入
札説明書による。
- (4) (2)②(ア) 「DX技術を活用した建設現場にお

ける安全管理や現場管理の高度化手法について」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、実際に確認できた成果に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。また、併せて当該工事成績評定を5点減ずる。

(5) (2) ② (イ) で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、5点を減ずる。

(6) (2) ② (ウ) で求めた、賃上げの実施に関する評価については、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総

務部契約課が通知する減点措置の開始の日から 1 年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については 1 点大きな配点）の減点を行う。

4 入札手続等

(1) 担当部局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 17 階 関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話 048-601-3151 (代) 内線 2525 電子メール ktr-denshi-baitai@mli.t.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
入札説明書を電子入札システムにより交付する。
交付期間は令和 5 年 8 月 8 日から令和 5 年 11 月 17 日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）

第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下

「休日」という。）を除く毎日、9時00分から

17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から

12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付

方法による入手ができない入札参加希望者に対

しては、電子メールにより電子データを交付す

るので、上記(1)に電子メールにて依頼を行う

こと。

受付期間は、令和5年8月8日から令和5年

11月17日までの休日を除く毎日、9時15分から

18時00分まで。ただし最終日は、9時15分から

12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和5年8月8日から令和5年9月12日まで

の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

(最終日は15時00分まで)電子入札システムに

より提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を

得た場合は、令和5年8月8日から令和5年9

月12日までの休日を除く毎日、9時15分から

18時00分まで（最終日は15時00分まで）に上記

4(1)へ郵送、託送又は電子メール（書留郵便等、

記録の残るものに限る。電子メールの場合は着信

確認を行うこと。以下「郵送等」という。）又

は持参すること。

(4) 歩掛見積参考資料の交付期間、場所及び方法

競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積

参考資料を電子入札システムにより交付する。

交付期間は令和5年10月6日から令和5年11月

17日までの休日を除く毎日、9時00分から17時

00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時

00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付

方法による入手ができない競争参加資格を有す

る者に対しては、電子メールにより電子データ

を交付するので、上記(1)に電子メールにて依

頼を行うこと。

交付期間は、令和5年10月6日から令和5年1

1月17日までの休日を除く毎日、9時15分から

18時00分まで。ただし、最終日は、9時15分か

ら12時00分までとする。

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、

場所及び方法 令和5年10月10日から令和5年

11月17日まで 〒330-9724 埼玉県さいたま

市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁

舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課

契約第一係

電話048-601-3151(代) 郵送（書留郵便に限る。）

提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記

録の残るものに限る。提出期間内必着。）によ

り提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の

提出方法 入札書は、電子入札システムにより

提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場

合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留

郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、

令和5年11月17日12時00分。

② 持参による入札の受領期限は、令和5年

11月17日12時00分 関東地方整備局総務部

契約課にて入札すること。

(3) 郵送等による入札の受領期限は、令和5年

11月17日12時00分 送付先は、関東地方整

備局総務部契約課契約第一係。

開札は、令和5年11月22日13時30分関東地

方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は

除く。）を予定する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語

及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日

本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行

さいたま新都心支店）。ただし、利付国債

の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀

行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）

をもって入札保証金の納付に代えることが

できる。また、入札保証保険契約の締結を

行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、

入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日

本銀行埼玉新都心代理店 (埼玉りそな銀行

さいたま新都心支店))。ただし、利付国債

の提供 (取扱官庁 関東地方整備局) 又は金

融機関若しくは保証事業会社の保証 (取扱

官庁 関東地方整備局) をもって契約保証

金の納付に代えることができる。また、公

共工事履行保証証券による保証を付し、又

は履行保証保険契約の締結を行った場合は、

契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格

のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の

記載をした者のした入札及び入札に関する条件

に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 上記 3 (1)①に定めると

ころに従い、評価値の最も高い者を落札者とす

る。ただし、落札者となるべき者の入札価格に

よっては、その者により当該契約の内容に適合

した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限度の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、

CORINS等により配置予定の監理技術者の専任

制違反の事実が確認された場合、契約を結ば

ないことがある。なお、種々の状況からやむ

を得ないものとして承認された場合の外は、

申請書の差し替えは認められない。

(7) 本工事に係る申請書及び資料の提出にあたっ

て、技術提案〔新技術の実証〕により施工しよう

とする場合は、その内容を示した技術提案書

〔新技術の実証〕を提出すること。ただし、技

術提案〔新技術の実証〕が適正と認められなか

った場合においては、標準案により入札に参加

ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場

合は、標準案によって入札に参加する旨を記載

した書面を提出すること（詳細は入札説明書参

照。）。

(8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられて

いる工事において、調査基準価格を下回った価

格をもって契約する場合においては、監理技術

者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を

求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

(9) 手続における交渉の有無 無。

(10) 契約書作成の要否 要。

(11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契

約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約

により締結する予定の有無 無

(12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限

る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒア

リングに際して追加資料の提出を求めることが

ある。

(13) 技術提案の採否 技術提案の採否について

は、競争参加資格の確認の通知に併せて通知す

る。

(14) 競争参加資格の確認の通知において、技術提

案〔新技術の実証〕により競争参加資格を認め

られた者は当該提案に基づく入札を行い、標準

案を提出した者は、標準案に基づく入札を行う

ことを条件とし、これに違反した入札は無効と

する。

(15) 関連情報を入手するための照会窓口 上記

4 (1)に同じ。

(16) 一般競争参加資格の認定を受けていない者

の参加 上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格

の認定を受けていない者も上記 4 (3)により申

請書及び資料を提出することができるが、競争

に参加するためには、開札の時において、当該

一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参

加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、

「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年

10月 3 日付け国土交通省大臣官房会計課長、

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公

示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設

共同企業体である場合においては、その代表

者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場

合においては、日本国内の主たる営業所の所

在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定

める提出場所において、隨時受け付ける。ま

た、当該者が申請書及び資料を提出したとき

に限り、関東地方整備局総務部契約課（〒3
30—9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2
—1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階
電話048—601—3151(代)）においても当該一般
競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(17) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細
は入札説明書による。

(18) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity : FUJIMAKI Hiroyuki
Director-General of Kanto Regional Deve-
lopment Bureau, Ministry of Land, Infra-
structure, Transport and Tourism.

(2) Classification of the services to be
procured : 41

(3) Subject matter of the contract : Cons-
truction work of the R 5 National high-

way No. 357 Shiohama three-dimensional m-

untain side bridge part 1

(4) Time-limit for the submission of app-

lication forms and relevant documents

for the qualification by electronic bid-

ding system :3:00 P.M. 12 September 2023.

(5) Time-limit for the submission of tend-

ers by electronic bidding system : 12:00

P.M. (noon) 17 November 2023 (tenders br-

ought with or submitted by mail : 12:00

P.M. (noon) 17 November 2023).

(6) Contact point for tender documentation

: Contract Division, Kanto Regional Dev-

elopment Bureau, Ministry of Land, Infr-

rastructure, Transport and Tourism Saita-

ma shintoshin National Government Build-

ing Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuou Ward,

Saitama City, Saitama Prefecture 330-97

24 Japan TEL 048-601-3151 (ex2525)